

災害時等における水道施設の応急復旧工事に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県電業協会（以下「乙」という。）は、甲が管理する取水・浄水・給水場及び本局・水道事務所・水道事務所支所等の水道局施設（以下「水道施設」という。）において、震災等の災害や事故に伴い電気設備に被害が発生した場合に行う応急復旧工事（以下「工事」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水道施設において、工事に関する基本事項を定め、災害や事故に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（工事の範囲）

第2条 工事の範囲は、水道施設における電気設備の破損状況の調査、応急措置、復旧計画及び復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、工事を施工する必要がある時は、乙に協力を要請することができるものとする。

（協力及び連絡体制）

第4条 甲は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿から会員を選出して乙に提出し、乙は地域等を考慮し速やかに工事のできる者（以下「施工業者」という。）をあらかじめ定めるとともに、年度等初に施工業者の連絡担当者及び電話番号を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（要請方法）

第5条 水道施設を管理する所属長は、協力要請書（別記第1号様式）により、乙に工事の協力を要請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、所属長は乙に電話等の通信手段により協力を要請することができる。ただし、この場合にあっては、所属長は協力要請後、遅滞なく協力要請書を乙に送付するものとする。

（施工業者の推薦）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに、施工業者の中から対応可能な者を選出し、施工業者推薦書（別記第2号様式）により、推薦するものとする。

(契約)

- 第7条 所属長は、前条で推薦があった施工業者に対し、速やかに設計書を作成して積算するとともに、その金額に基づき、工事請負契約書（以下「契約書」という。）を締結するものとする。
- 2 所属長は、施工すべき工事内容と当初設計に差異が生じた場合は、変更設計書を作成するとともに、甲の「水道工事標準仕様書」の規定により、契約書を変更するものとする。
- 3 所属長は、「千葉県水道局財務規程（昭和39年水道局管理規程6号）」第一百四十四条（契約書の省略）の規定により、契約書に代えて請書による契約を締結することができるものとする。この場合、工事指示書（別記第3号様式）により工事を指示するものとし、指示をうけた乙は、請書（別記第4号様式）を速やかに提出するものとする。

改正〔平成19年協定第7条〕

(工事の積算)

- 第8条 工事の積算基準は、工事発生時の「千葉県水道局積算基準」等によるものとする。
- 2 工事の施工にあたっては、甲の「水道工事標準仕様書」に基づいて行うものとし、また、甲の「建設工事請負約款」に準拠ものとする。

(完了報告)

- 第9条 乙は、施工業者が復旧工事を完了したときは、その状況を速やかに応急復旧工事完了報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話をもって報告し、事後に遅滞なく応急復旧工事完了報告書を提出するものとする。

(工事の精算)

- 第10条 甲は、第7条第3項の工事の精算については、第8条の基準により設計書を作成して行うものとする。
- 2 甲は、工事に要した費用の支払いについては、「千葉県水道局財務規程（昭和39年水道局管理規程6号）」に基づく手続きにより行うものとする。

一部改正〔平成19年協定第10条第1項〕

(協定の期間及び更新)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定が締結される日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更もしくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了日の翌日から起算して1年間更新されたものとする。

(雑 則)

第12条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

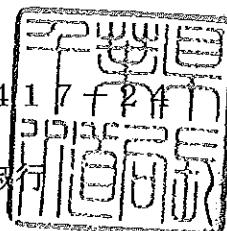
この協定は平成19年4月1日から適用する。

この協定は平成22年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年8月25日

甲 千葉市花見川区幕張町5-41
千葉県
千葉県水道局長 名輪 淑行



乙 千葉市中央区中央港1-13-1
社団法人 千葉県電業協会
会長 並木 鷹男

